

令和 8 年度（2026 年度） 事業計画書

社会福祉法人 ほほえみ会

＜法人理念＞

「自分らしく 今を生きる」

人は誰しも自分らしく生きたいと願っている。

体が不自由になっても、何らかの障害をうけても差別・偏見をされることなく、自分の思いの生活を送りたいと望んでいるはずである。

この望んでいる生活をどのようにしたら送っていけるかを常に考え、法人の運営に取り組んでまいりたい。

＜施設理念＞

一、「自分が入居者だったら…」ということを常に考えて支援していきます。

一、「入居者の暮らしの場である」との意識で支援していきます。

一、「ここで生活して本当によかった」と思ってもらえるよう支援していきます。

＜心得・行動姿勢＞

さ・・・さわやかな行動

し・・・親切的な行動

す・・・スピーディーな行動

せ・・・誠実な行動

そ・・・率先垂範な行動

事業計画書

- 特別養護老人ホーム雅荘 入所（70 床）
- 短期入所生活介護（10 床）
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定居宅介護支援事業所
- 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定訪問介護事業所
- つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業（受託事業）

1. 基本方針

利用者一人ひとりの人生や価値観に寄り添い、その人らしい暮らしを大切にしたケアを提供します。安心して心豊かに過ごせる居場所づくりを推進します。利用者の皆様が、日々の生活の中で楽しさや喜びを感じ、健康を維持しながら生きがいを持って過ごせるよう、生活支援・介護・医療の連携を通じて総合的にサポートします。
また、「感謝の心・思いやりの心」をもち、笑顔と満足に繋がるサービスを提供し、更に地域に開かれた施設として、家族や地域住民、関係機関との連携を深め、地域福祉に貢献してまいります。

2. 本年度の施設目標

令和 8 年度も、介護現場の生産性向上と働きやすい職場環境づくりを重点目標として取り組みます。業務の進め方を見直し、現場に存在する「ムリ」「ムダ」「ムラ」を解消することで、業務をより安全に、正確に、効率的に行える体制を整えて参ります。
これにより職員の業務負担を軽減するとともに、改善や効率化によって生み出した時間を直接的な介護ケアに充て、利用者と職員が関わる時間を増やし、介護サービスの質向上に繋がると共に、職員一人ひとりが働きがいを感じられるよう、モチベーションの向上を図り、「楽しい職場」「働きやすい職場」の実現を目指します。

【協力医療機関との連携体制の構築の取り組み】

入居者の健康管理および緊急時の適切な医療提供を確保するため、協力医療機関との連携体制を強化することといたします。
施設内で対応可能な医療の範囲を超える場合には、協力医療機関と連携し、迅速かつ適切な医療支援が受けられる体制を整えてまいります。

協力医療機関の変更および嘱託医体制の見直し（令和 8 年 4 月 1 日～）

令和 8 年 4 月 1 日より、従来の協力医療機関である柏田診療所から、水海道さくら病院へ協力医療機関を変更するとともに、嘱託医も同病院所属医師へ変更となります。
これにより、入居者の医療ニーズに応じた、より専門的かつ継続的な医療支援が可能となり、緊急時対応や入院連携の強化が期待されます。

【生産性向上の取り組み】

1. 生産性向上に関する基本方針

生産性向上ガイドラインに基づき、介護現場における業務改善および生産性向上の取り組みを継続的に推進いたします。

ICT 機器の活用、業務の標準化、役割分担の見直し等を通じて、職員の負担軽減と介護サービスの質向上を両立させることを基本方針といたします。

2. テクノロジー導入の状況

生産性向上推進体制加算の算定要件に基づき、以下のテクノロジーを令和 7 年 2 月 14 日までに導入し、運用体制を整備しております。

- ・ 見守り機器（全居室に設置）
- ・ 介護記録ソフトウェア（記録の入力・保存・活用を一体的に支援）
- ・ インカム等の ICT 機器（全介護職員が使用）

これらの機器を複数導入し、業務の効率化と安全性の向上を整えております。

3. 算定状況

生産性向上推進体制加算Ⅱの要件を満たし令和 7 年 4 月～加算Ⅱ（10 単位／月）を算定。

4. 令和 8 年度の算定方針（加算Ⅰへの移行）計画

令和 7 年度の取り組みにより、業務改善の成果がデータにより確認できる段階に達したことから、令和 8 年 4 月より生産性向上推進体制加算Ⅰ（100 単位／月）を算定する計画予定です。加算Ⅰの算定にあたり、以下の要件を満たす体制を整えております。

（1）生産性向上ガイドラインに基づく改善活動の継続

業務の見直し、ICT 活用、介護助手の活用、役割分担の最適化等を継続的に実施しています。

（2）委員会の開催および安全対策の実施

利用者の安全確保、サービスの質向上、職員負担軽減に向けた委員会を定期的を開催し、必要な安全対策を講じています。

（3）テクノロジーの導入と活用

見守り機器、介護記録ソフト、インカム等の ICT 機器を継続して活用し、業務効率化とケアの質向上を図っています。

（4）業務改善の成果を示すデータの提供（年 1 回以上）

以下のデータを収集・分析し、改善の成果を示すものとして提供します。

- ・ 利用者の QOL 等の変化（WH0-5 等）
- ・ 総業務時間および超過勤務時間の変化
- ・ 年次有給休暇取得状況の変化
- ・ 心理的負担等の変化（SRS-18 等）
- ・ 機器導入による業務時間の変化（タイムスタディ調査）

【高齢者施設等における感染症対応力の向上の取り組み】

感染症発生時に入居者の安全を確保し、適切な医療・介護を提供できる体制を整備するため、感染症対応力の向上に取り組んでおります。

感染者が発生した場合には、連携医療機関と協力し、施設内での療養支援や感染拡大防止策を適切に実施する体制を構築いたします。

【介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）策定について】

感染症や自然災害等の非常時においても、入居者への必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）〔感染症編・自然災害編〕を策定し、非常時の体制整備を進めております。

BCP は、早期の業務再開と入居者の安全確保を目的とし、平常時からの準備・訓練・体制整備を含む総合的な計画として運用します。

（１）感染症対応力の強化

新興感染症を含む感染症発生時に備え、感染対策の徹底、ゾーニング、職員配置、物品確保等の体制を整備し、施設内での療養支援が適切に行えるよう準備を進めます。

（２）自然災害への備えの強化

地震・風水害等の災害発生時における避難体制、ライフライン途絶時の対応、物資備蓄の確認を行い、入居者の安全確保と業務継続を図ります。

（３）BCP の継続的な見直しと改善

BCP は策定して終わりではなく、施設の状況や社会情勢の変化に応じて内容を更新してまいります。訓練結果や実際の対応状況を踏まえ、継続的な検討・修正を行い、実効性の高い計画へと改善してまいります。

【高齢者虐待防止の推進】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施いたします。

【施設サービスにおける口腔衛生管理の強化】

入居者の健康維持および誤嚥性肺炎等の予防を図るため、口腔衛生管理の強化に取り組む。必要に応じて歯科医師・歯科衛生士などの歯科専門職との連携を図り、専門的な口腔管理を実施する体制を整えております。

これらの取り組みを通じて、入居者の口腔機能の維持・向上を図り、食事・栄養・生活の質（QOL）の向上につなげてまいります。

【L I F E（科学的介護情報システム）の取り組み】

雅荘では、科学的介護情報システム（LIFE）の活用を令和３年１１月から開始しております。LIFE の活用等が要件として雅荘で算定している加算は以下のようになっています。

・科学的介護推進体制加算・ＡＤＬ維持等加算・褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算
LIFE へのデータ提出頻度について、少なくとも「６月に１回」から「３月に１回」に見直しされました。（科学的介護推進体制加算）

「茨城県介護事業所賃上げ・職場環境改善支援等支援事業」にかかる補助金の取り組み

「茨城県介護事業所賃上げ等支援事業」は、令和 7 年度に国が決定した「強い経済を実現する総合経済対策」に基づき、介護分野の深刻な人材不足と人材流出を防ぐために創設された補助制度です。

令和 7 年度補正予算に基づき実施される「茨城県介護事業所賃上げ等支援事業」を活用し、令和 8 年度に補助金を受け取るスケジュールで対応してまいります。

基準月は原則、令和 7 年 12 月におけるサービス提供による報酬額から、6 月分の補助額を算出することとされています。基準月の介護総報酬 × 交付率

特別養護老人ホーム雅荘・・・交付率 23.4%

スマイルケア指定訪問介護事業所・・・交付率 26.4%

スマイルケア指定居宅介護支援事業所・・・交付率 15.0%

生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。
- ・ケアプランデータ連携システムに加入していること。

【令和 8 年度 介護保険制度・介護報酬臨時改定への対応】

令和 8 年度（2026 年度）の介護保険制度は、通常の 3 年ごとの本改定（次回は令和 9 年度）とは異なり、人材確保と物価高騰への対応を目的とした臨時（期中）改定が実施されます。今回の改定は、介護従事者の賃上げと食費基準額の見直しに重点が置かれ、介護現場の人材確保と利用者負担の適正化を図るものです。

介護報酬改定（令和 8 年 6 月施行）令和 8 年度の介護報酬改定率は以下の通りです。

- ・全体改定率：+2.03%
- ・処遇改善分：+1.95%
- ・食費基準費用額引上げ分：+0.09%

今回の改定は、他産業との賃金格差の是正や、医療・介護の連携維持を目的とした緊急的な対応であり、基本報酬の大幅な見直しは行われません。

介護従事者の処遇改善（賃上げ）

- ・介護従事者全体へ月額賃上げ
 - ・生産性向上・協働化に取り組む事業所は、さらに月額の上乗せが可能
 - ・対象は介護職員に限らず、看護職・他の職種など幅広い介護従事者へ拡大
- 当施設では、生産性向上推進体制加算Ⅰの取得を通じて、上乗せ区分の算定に対応します。

【介護職員等処遇改善加算】令和 8 年 4 月及び 5 月（令和 8 年 6 月以降）

- ・介護老人福祉施設：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数の 14.0%を加算
（令和 8 年 6 月以降 16.3%）又は（17.6%）
- ・短期入所生活介護：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数の 14.0%を加算
（令和 8 年 6 月以降 16.3%）又は（17.6%）
- ・指定訪問介護事業所：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数の 24.5%を加算
（令和 8 年 6 月以降 27.0%）又は（28.7%）
- ・居宅介護支援事業所：介護職員等処遇改善加算・・・所定単位数の 2.1%を加算

※居宅介護支援事業所のみ令和 8 年 6 月以降

【食費の基準費用額の見直し】令和8年8月施行

食材料費の高騰を踏まえ、施設サービスにおける食費の基準費用額が見直されます。

・ 基準費用額：1日あたり約100円の引き上げ（1,445円から1,545円に引き上げ）

・ 利用者負担

・ 第3段階①：+30円／日（650円から680円に引き上げ）

・ 第3段階②：+60円／日（1360円から1,420円に引き上げ）

当施設では、食費基準額の見直しに伴う利用者負担変更に適切に対応いたします。

【茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の活用について】

補助金は、物価上昇や気候変動に伴う猛暑・災害など、介護サービスの継続に影響を及ぼす様々な困難に対応するため、茨城県が介護事業所に対して必要な物品購入等の費用を支援する制度である。※国の通知（令和7年度サービス継続支援事業）に基づき、茨城県が予算の範囲内で事業所へ補助金を交付するとされております。

補助対象の事業所に法人事業所全てが該当し、補助対象となり適切に対応いたします。

【認知症介護基礎研修の受講についての支援】

認知症介護基礎研修は、2024年4月から義務化になっております。

義務化の理由は、高齢化とともに認知症患者数の増加が見込まれ、認知症介護の知識やスキルを持った介護人材が必要になるためです。

この事を踏まえ、認知症介護基礎研修費用の全額を支援することとしました。

【介護福祉士受験希望される職員への支援】

職員の専門性向上を支援し、質の高い介護サービスを提供できる人材を育成するため、介護福祉士資格取得を目指す職員に対して積極的な支援をおこないます。

令和8年度介護福祉士受験を希望される方へ介護実務者研修費用の全額を支援することとしました。

【喀痰吸引等研修の受講研修費用の支援】

1. 喀痰吸引等研修の推進

・ 職員が医療的ケアに対応できる体制を整備するため喀痰吸引等研修の受講を計画的に実施いたします。

・ 研修では、痰の吸引、経管栄養等に関する基礎知識および実技を習得し、利用者の状態に応じた適切なケアを提供できる職員の育成を図ります。

・ 研修修了後は現場での実践を通じて技術の定着を促しケアの質向上に繋げていきます。

2. 研修費用の支援

職員の資格取得を促進するため、喀痰吸引等研修の受講に係る費用について、法人として支援を行います。これにより、職員が安心して研修に参加できる環境を整備し、優れた人材の確保を図ります。

【稼働率の向上】

各事業所を定期的に訪問し施設の空き状況等を連携してまいります。

目標稼働率達成のため、常に入居優先順位を確定し、空床発生前に家族への入居意向の確認を行い、事前面接などを行うことで、空床期間の短縮を図ります。

【人材確保・育成の取り組み】

特養を中心とした介護職員の人材確保についても、外国人技能実習生の受入など、安定した職員採用を行いサービス向上に取り組みます。

また、人材確保として、職員からの友人、知人で働きたい方がいたら紹介をしていただき積極的に受け入れて人材確保に繋げて行きます。

法人規程により、職員人材確保紹介料を支給しております。

(1) 職員の資質の向上と職場体制の確立

利用者に対して質の高い介護サービスを継続的に提供するため、職員一人ひとりの専門性向上を図るとともに、ユニット間の連携強化を通じて、安定した職場体制を整えます。

・ ユニットリーダー会議の定期開催

各ユニットの運営状況、課題、改善策等を共有し業務の標準化を整えます。

・ ユニットリーダー研修会の定期開催

リーダーとして求められる知識・技能・マネジメント能力の向上を目的とし計画的な研修を実施いたします。

・ 安全衛生委員会の定期開催

職場環境の安全性向上、事故防止対策の検討および改善を継続的に行います。

・ 災害・防災委員会の定期開催

災害発生時に入居者・利用者・職員の安全を確保し、必要な介護サービスを継続できる体制を整えるため、防災マニュアルおよびBCP（業務継続計画）の整備と訓練を実施します。

（取り組み内容）

① 災害・防災委員会の定期開催

- ・ 災害時の対応体制を確認し、課題の把握と改善策を検討します。
- ・ 防災マニュアル・BCPの内容を定期的に見直し、最新の状況に更新します。

② BCP（業務継続計画）の整備

- ・ 地震・火災・水害・感染症など、複数の災害を想定した業務継続計画を策定
- ・ 災害時でも必要な介護サービスを継続できるよう、優先業務・人員配置・物資確保の方法を明確化
- ・ 非常時の連絡体制、代替手段、協力機関との連携方法を整理します。

③ 訓練の実施

- ・ 避難訓練・夜間想定訓練・初期消火訓練・安否確認訓練などを計画的に実施
- ・ BCPに基づく実践訓練を行い、災害時の対応力を強化します。
- ・ 訓練後は振り返りを行い、改善点を次回に反映します。

④ 職員の防災意識向上

- ・ 防災研修を実施し、災害時の役割分担や対応手順を周知
- ・ 新任職員にも防災・BCPの内容を徹底し、全職員が共通理解を持てる体制を整えます。

(2) ケアプラン・24 時間シートに基づいた生活支援

- ①居室担当者は、入居者様の日常生活行動、健康状態、心理状態、生活全般の日常観察と「気づき」による状態の変化等の把握に努めます。
- ②ケアプランは居室担当者とケアマネジャー及び関係専門職員が共同で作成し、そのプランに基づき生活支援を行い、当該ユニットの全職員が共有します。
- ③24 時間シートは日課表をユニットケアの手法を織り交ぜて、個別ケアを取り入れながら日課・意向・好み・自分で出来る事、サポートの必要なことを項目に入れて作成し、今までどんな生活を送っていたのか、入居者様を深く理解し把握した上で、その日常生活上の活動を適切に支援が出来るように努めてまいります。

(3) 医務（看護）

- ① 入居者様の健康管理及び自立支援
- ② 医師、歯科医と連携して入居者の健康ケアに努めます。
- ③ 看取り介護について、家族の意向にもとづいて他職種や医師等と連携をとりながら本人の希望に添えるように支援して行きます。
- ④ 看護の質の向上
- ⑤ 感染症予防対策及びその指導

(4) 委員会活動の充実、目的等

①褥瘡予防委員会の開催

- ・入居者に対し良質なサービスを提供する取組として、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的とします。

(取り組み)

- ・褥瘡予防委員会を定期開催し、予防方針と対策を職員全体で共有します。
- ・体位変換、スキンケア、栄養管理など基本的な予防ケアを徹底します。
- ・状態変化を早期に把握し、褥瘡発生リスクの高い入居者への支援を強化します。
- ・発生時は速やかに報告し、原因分析と再発防止策を検討します。

②感染症対策委員会の開催

- ・衛生的な管理を徹底し、医薬品・医療用具の適正管理を行うことで、施設内における感染症および食中毒の発生・まん延を防止する体制を整えます。
- また、高齢者や基礎疾患を有する入居者の健康を守るため、状況に応じた柔軟な感染対策を実施します。

(取り組み)

- 高齢者や基礎疾患を持つ入居者の重症化リスクを踏まえ、以下の対策を継続します。
- ・手指消毒の徹底（職員・来訪者・入居者の動線に応じて実施）
- ・手すり・ドアノブ等の定期消毒
- ・マスク着用の継続（状況に応じて緩和・強化を判断）

③身体拘束廃止委員会及び高齢者虐待防止委員会の開催

- ・入居者の自立支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で検討し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動することを目的とします。

(取り組み)

- ・ 委員会を定期開催し、身体拘束廃止と虐待防止の方針を全職員で共有します。
- ・ 身体拘束による身体機能低下や事故リスクを理解し、マニュアルに沿って身体拘束ゼロを維持します。
- ・ 緊急時にやむを得ず身体拘束を行う場合は、家族へ説明し同意を得た上で、期間を定めて実施します。
- ・ 虐待の兆候を早期に発見できるよう、職員教育と情報共有を徹底します。

④事故防止検討委員会及びリスクマネジメント委員会の開催

- ・ 介護・医療事故を防止し、安全で質の高いサービスを提供するための体制を整え、職員全体で事故防止と信頼関係の構築に努めます。

(取り組み)

- ・ 委員会を定期開催し、事故防止とリスクマネジメントの方針を共有します。
- ・ 入居者の行動を把握し、ヒヤリハットや事故は必ず記録・報告し、ユニット会議で原因と対策を検討します。
- ・ 委員会が中心となり、再発防止策の検討や職員研修を実施し、意識向上と環境整備を図る
- ・ 重大事故発生時は入居者の生命を最優先に迅速に対応し、原因究明と再発防止に努めます。

⑤栄養管理委員会の開催

- ・ 入居者一人ひとりの栄養状態を把握し、健康維持と栄養改善を図るため、適切な食事提供と個別的な栄養管理を行います。

(取り組み)

- ・ 管理栄養士を中心に、介護・看護職員・ユニットリーダー、多職種が参加し、入居者の栄養状態を定期的に協議します。
- ・ 会議内容は速やかに日々の食事へ反映し、嗜好・食事量・体調変化に応じて柔軟に対応します。
- ・ 個別の栄養ケア計画を作成し、多職種と連携して栄養改善に取り組みます。
- ・ セレクトメニューや補食の提供、食事の雰囲気づくりなど、食事を楽しめる工夫を行います。
- ・ 低栄養の入居者には補助食品だけに頼らず、嗜好を考慮した食事支援を行います。

⑥看取りケア検討委員会の開催

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される入居者に対し、身体的・精神的苦痛を可能な限り緩和し、その人らしい生活を最期まで営むことができるよう支援します。
対象者の尊厳に十分配慮し、終末期における介護に心を込めて寄り添うケアをいたします。

(取り組み)

委員会および現場職員は、以下の取り組みを継続して実施します。

- ・ 入居者本人の意向および家族の希望を尊重し、可能な限りそれに沿った支援を行います。
- ・ 本人・家族とのコミュニケーションを密にし、安心して過ごせる環境を整えます。
- ・ 医師、看護職員、介護職員、相談員等の多職種が連携し、看取り介護の支援をいたします。
- ・ 「その人らしさ」を大切にし、穏やかな日々を過ごせるよう寄り添ったケアを実践します。
- ・ 看取り介護の実践後には、委員会を中心に振り返りを行い支援内容の評価および改善点を整理します。

⑦レクリエーション委員会の開催（※令和2年4月より名称変更）

- ・ 入居者・利用者が日中を楽しく過ごし、生活の質を高められるよう、個々の好みや生活歴に合わせたレクリエーション活動を企画・提供します。

(取り組み)

- ・ 委員会を開催し、入居者の興味・嗜好に応じたレクリエーション内容を検討します。
- ・ 会話・歌・カラオケ・テレビ鑑賞など、個々が楽しめる活動を取り入れます。
- ・ ボランティア活動や季節行事など、多様な楽しさを提供し、日々の生活がより充実するよう支援します。

⑧入居検討委員会（適宜開催）の開催

- ・ 入居検討委員会では、入居希望者の心身の状況、介護ニーズ、緊急性、家族状況等を総合的に勘案し、施設サービスの提供が必要であるかを慎重に検討します。
これにより、入居決定が円滑かつ適正に行われる体制を維持します。

⑨生産性向上推進委員会の定期開催

これまで生産性向上推進委員会を中心として、現場における課題抽出および改善策の検討を進めてまいりました。令和8年度においても委員会を継続して運営し、利用者の安全確保、介護サービスの質の向上、並びに職員の業務負担軽減に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

抽出した課題に対しては、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）を適用し、3 か月を1 サイクルとして改善活動を実施し生産性向上を目指します。

委員会活動を通じ、以下の成果を目指します。

- ・ 職員の業務負担軽減
- ・ 業務効率化による生産性のさらなる向上
- ・ ケアの質向上および利用者満足度の向上
- ・ 組織全体の改善力・対応力の強化

(5) 理事会・評議会の開催月

・6月・11月・3月の開催予定

※定時評議会においては、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については、1週間の間隔を置くことになります。

(6) 自立支援農園事業

自立支援農園事業について、農園の環境整備としては、農作物に関しては植える時期を考え暖かくなってから季節の果物等を植えて農園整備をはかります。

入居者、利用者に農園での育てる楽しさ、収穫の喜びを感じて頂きたいと思います。

(7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画

在宅での生活が一時的に困難となった方や、家族の負担軽減が必要な場合に、安心して利用できる短期入所サービスを提供します。

(取り組み)

- ・心身の状態や家族の事情（疾病・冠婚葬祭・出張等）により在宅生活が難しい方を対象にサービスを提供します。
- ・ユニット型個室の特性を活かし、利用者がなじみやすい環境づくりを行います。
- ・特養との連携を図り、利用者が安心・安全に過ごせる場所を提供します。
- ・定期利用者の利用日を確保しつつ、緊急時の受け入れ体制を整備し、関係機関と連携します。
- ・健康管理を徹底し、転倒・怪我に注意しながらケアプランに沿った利用者本位の支援を行います。
- ・空床が出た場合は、地域の居宅事業所やグループ施設と連携し、積極的に空床利用を促進します。

(8) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア訪問介護事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア指定訪問介護事業所（第二種社会福祉事業）

（平成 29 年 8 月開始）老人居宅介護事業（訪問介護事業）

要介護・要支援状態となった利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を継続できるよう、ケアプランに基づき入浴・排泄・食事などの身体介護および生活援助を提供します。

（計画）

- ・利用者が住み慣れた自宅で安心して生活を継続できるよう支援します。
- ・自立支援を重視し、利用者の能力を最大限に活かしたサービス提供を行います。
- ・地域に密着した訪問介護事業として、関係機関と連携しながら在宅支援を実施します。

① 個別ケアの徹底

- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者ごとに訪問介護計画書を作成。
- ・入浴介助・排泄介助・食事介助・清掃・洗濯・買い物など、生活全般にわたる支援を実施
- ・利用者の生活リズムや希望を尊重し、個別性の高いサービスを提供します。

② 自立支援に向けた支援

- ・利用者ができることを奪わず、残存機能を活かした支援を行います。
- ・自立支援の視点を持ち、訪問介護員の技術向上を図ります。
- ・利用者の生活意欲を高める関わりを重視します。

③ 職員の資質向上

- ・研修参加や OJT を通じて、訪問介護員の専門性向上を図ります。
- ・介護技術・接遇・緊急時対応など、質の高いサービス提供に必要なスキルを強化します。

④ 関係機関との連携

- ・ケアマネジャー、医療機関、地域包括支援センターなどと密に連携を図ります。
- ・利用者の状態変化を迅速に共有し、適切なサービス調整を行います。
- ・地域に根ざした在宅支援体制を構築します。

⑤ 安心して利用できるサービス提供

- ・利用者の安全確保を最優先に、事故防止・感染症対策を徹底します。
- ・利用者・家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築きます。
- ・状況に応じた柔軟なサービス提供を心がけてまいります。

⑥ 加算状況

「特定事業所加算Ⅰ」・・・所定の単位数に 20%加算

(9) 社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業計画

社会福祉法人ほほえみ会スマイルケア居宅介護支援事業所（公益を目的とする事業）

（平成 29 年 8 月開始）居宅介護支援事業

介護保険を利用するために必要な手続きやサービス調整を行い、利用者が住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が支援を行います。

（計画）

- ・利用者の尊厳を守り、自立支援と重度化予防を重視したケアマネジメントを実施します。
- ・法令遵守と基準に則した運営を徹底し、質の高い居宅介護支援を提供します。
- ・利用者・家族の立場に寄り添い、安心して在宅生活を継続できるよう支援します。
- ・地域の社会資源を活用し、地域包括ケアの中心的役割を果たします。

① ケアマネジメントの実施

- ・利用者・家族に丁寧な聞き取りを行い、心身状況・生活環境・ニーズを確認しアセスメントを行い、ケアプラン作成、担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントを実施します。
- ・利用者の能力を活かし、自立支援と重度化予防の視点を持った支援を行います。
- ・介護給付の適正利用を徹底し、制度改正等の情報を利用者へ分かりやすく説明します。
- ・地域ケア会議へ参加し、地域課題の把握や社会資源の開発に協力します。
- ・各市町村の「電子連絡帳システム」を活用し、多職種間で情報共有を行います。

② 医療との連携強化

- ・入退院時の連携を強化し、医療機関・訪問看護・介護事業所との情報共有を行います。
- ・医療ニーズの高い利用者に対し、医療系サービスの調整を適切に行い、在宅療養を支える体制を支援いたします。
- ・特定事業所加算に基づくケアマネジメント
 - ・週 1 回の居宅会議を開催し、ケース検討・課題共有・資質向上を図ります。
 - ・過去事例の振り返りを行い、問題点の分析と改善策を検討します。
 - ・地域の社会資源の把握を行い、利用者に適切なサービスを提案します。
 - ・保健・医療・福祉制度の学習を継続し、専門性を高めます。
 - ・苦情があった場合は迅速に対応し、改善策を検討します。
 - ・職員同士が相談しやすい環境を整え、支援の方向性を共有します。
 - ・他事業所との横のつながりを広げ、情報収集と実践への活用を図ります。
 - ・困難事例についても積極的に受け入れ、地域包括支援センターと連携して支援を行います。

③ 介護認定調査の実施

- ・各市町村から委託される介護認定調査を適切に実施し、公正・正確な調査を行います。

⑤ 職員・他部署・他事業所との連携強化

- ・ケアマネジャー間の連携
 - 会議やケース検討を通じて、個人で抱え込まず事業所全体で問題解決に取り組めます。
- ・地域包括支援センターとの連携
 - 困難事例は随時相談し、協働して支援を行います。
- ・他事業所との連携
 - 他部署と連携し、利用者に必要な情報提供を行います。

(10) つくばみらい市地域包括支援センターの運営にかかる事業計画（受託事業）

事業の目的

つくばみらい市地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、介護・福祉・医療・健康など多方面から支援を行う総合相談窓口である。

当施設（雅荘）は、つくばみらい市社会福祉協議会からの委託を受け、福岡・小張・板橋地区を担当し、高齢者や家族、地域住民からの相談に対応するとともに、関係機関との連携を通じて地域の支援体制の強化を図ります。

地域の現状と課題

雅荘担当地区は、つくばみらい市の行政面積の半分以上を占め、近年は独居高齢者の増加や高齢夫婦世帯の増加により、・孤立・生活不安・認知症の進行・医療・介護サービスへのアクセス困難など、多様な課題が顕在化しています。

令和8年度も引き続き独居高齢者および高齢夫婦世帯の安否確認と見守り支援を重点的に実施いたします。

地域包括支援センター事業への積極的参加

つくばみらい市地域包括支援センターが実施する以下の事業に積極的に参加し、地域支援体制の強化に貢献します。

・ランチ会議（月1回）・地域ケア会議　・症例検討会　・権利擁護研修会

・認知症徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練　・認知症多職種協働研修会

・在宅医療・介護連携事業研修会

これらの会議・研修を通じて地域課題の共有、支援技術の向上、関係機関との連携強化を図ります。

地域包括支援センターとしての役割を果たし、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献してまいります。

(11) 防災対策の取り組み

防災対策に必要な物品については、これまで順次整備を進めてきましたが、今後も引き続き計画的に備えていきます。

すでに自家発電設備を設置しており、ライフラインが停止した場合でも最大 72 時間の電力供給が可能な体制を整えています。また、災害発生時に通常の給食提供が困難となる状況を想定し、避難場所には 3 日間分の備蓄品および非常食を確保しています。

さらに、火災などの災害に備え、「自衛消防計画」に基づき、年 2 回の消防訓練を実施し、職員の防災意識と対応力の向上に努めています。

(12) 施設年間行事

- ① 年間を通して誕生会等、入居者のユニット毎に計画し入居者の個々のニーズにあった内容を支援します。
- ② 社会福祉法人ほほえみ会特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和8年度）。次項参照。
- ③ 社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画（令和8年度）。次項参照。
- ④ 社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画（令和8年度）。次項参照。

その他全体を通しての行事を下記の通り行う。

月別	行事名	備考
5月	避難訓練	総合訓練等
3月	健康診断	職員（夜勤者のみ）
9月	健康診断	職員
9月	健康診断	入居者
11月	避難訓練	総合訓練

※行事については、各ユニットにて、その都度イベントを企画して実施いたします。

社会福祉法人ほほえみ会 特別養護老人ホーム雅荘 行事計画（令和8年度）

4月	・お花見会 ・誕生会
5月	・端午の節句 ・五月人形飾り ・誕生会
6月	・誕生会 ・カラオケ大会
7月	・七夕 ・誕生会
8月	・誕生会 ・花火大会
9月	・フラダンス披露会 ・誕生会
10月	・運動会 ・誕生会
11月	・福岡盆踊り保存会による太鼓演奏 ・誕生会
12月	・クリスマス会 ・誕生会
1月	・日本舞踊披露会・誕生会
2月	三味線演奏会 ・誕生会
3月	ひな人形飾り ・誕生会

* 行事の内容については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 会議・委員会計画(令和8年度)

4月	・生産性向上委員会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・安全衛生委員会
5月	・安全衛生委員会 ・感染症対策委員会 ・災害感染BCP訓練
6月	・生産性向上委員会 ・理事会 ・評議員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・栄養管理委員会 ・安全衛生委員会
7月	・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・レク委員会 ・安全衛生委員会
8月	・生産性向上委員会 ・感染症対策委員会 ・看取りケア委員会 ・安全衛生委員会
9月	・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・栄養管理委員会 ・安全衛生委員会
10月	・生産性向上委員会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・安全衛生委員会
11月	・理事会 ・評議員会 ・レク委員会 ・安全衛生委員会 ・感染症対策委員会 ・災害感染症BCP作成委員会 ・災害感染BCP訓練
12月	・生産性向上委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・栄養管理委員会
1月	・生産性向上及び安全衛生委員会 ・褥瘡予防委員会 ・事故防止リスクマネジメント委員会 ・安全衛生委員会
2月	・生産性向上委員会 ・レク委員会 ・感染症対策委員会 ・安全衛生委員会
3月	・理事会 ・評議員会 ・レク委員会 ・安全衛生委員会 ・身体拘束廃止委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・栄養管理委員会

* 会議・委員会の日時については変更する場合があります。

社会福祉法人ほほえみ会 研修会・勉強会計画(令和8年度)

4月	認知症ケアと身体拘束廃止について
5月	認知症ケア高齢者虐待予防について
6月	感染症予防について
7月	事故防止について
8月	看取りケアについて
9月	BCP訓練(災害・感染)
10月	感染症対策及び口腔ケアについて
11月	安全衛生に関する研修
12月	認知症ケアと身体拘束廃止について
1月	認知症ケアと高齢者虐待予防について
2月	事故防止について
3月	BCP訓練(災害・感染)

* 研修・勉強会の内容については変更する場合があります。